

岡谷市長交際費支出基準及び公開基準

(趣旨)

第1 この基準は、市長又は市長が指名する者が、行政執行上のために市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「市長交際費」という。）の支出及び公開について必要な基準を定めるものとする。

(支出区分等)

第2 市長交際費は、行政執行上必要と認められる相手方に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内の額を支出するものとし、その支出区分等は、次の表のとおりとする。ただし、これにより難い事例が生じた場合は、市政への関わりを総合的に勘案し、その都度決定するものとする。

支出区分	支出内容	支出金額
会費	祝事、記念行事、総会、祝賀会等の参加に係る経費で金額の定めがあるもの	案内状等に記載された金額
祝儀	飲食を伴う祝事、記念行事、総会、祝賀会等の参加に係る経費で金額の定めがないもの	5,000円以内で目的、場所等を考慮した額
弔慰	市政関係者等及びその親族の葬儀等に対する供花、香典等	別表1のとおり。
見舞金	市政関係者等及びその親族の罹患、被災等に係る見舞い	10,000円以内で、市への貢献等を考慮した額
激励金	各種大会等に出場する個人若しくは団体で、市長等が出場報告又は成績報告で表敬を受ける場合の金品	別表2のとおり。
渉外	市政運営上必要な相手との懇談、交渉に要する経費	10,000円以内又は社会通念上妥当と認められる額
その他	上記項目のほか、市長が市政運営上特に必要と認める経費	社会通念上妥当と認められる額又は贈答品

(公開)

第3 市長交際費の支出状況は、次に掲げる事項を記載し、当該当月分を翌月中に市のホームページに掲載するとともに、市役所情報公開コーナーに備え、公開するものとする。

ただし、公開する内容に個人名が記載されている場合は、この限りでない。

(1) 支出年月日

(2) 支出内容

(3) 支出区分

(4) 支出金額

(改正)

第4 この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

別表1 (第2関係)

市政関係者等	本人		配偶者・子 ・実養父母		備考
	供花	香典	供花	香典	
市特別功労者	○	△	△		
市へ遺志金寄付者		○			
国会議員・県議会議員・市議会議員	○	○	○	△	地元選出議員
元議員(国・県・市)	○	△	△		地元選出議員
国・県・他市町村の役職者	△	△	△	△	
その他特に必要と認められる者	その者の功績、市への貢献等を考慮してその都度決定する。				

備考

- (1) ○は、原則支出し、△は、必要に応じてその都度支出する。
- (2) 香典は、故人等の生前中における市への貢献等を考慮し、10,000円を限度として支出する。ただし、遺志金寄付者については、次の表により支出額を決定する。

遺 志 金	香 典
10万円未満	遺志金の1割で3,000円を限度とする。
10万円以上30万円未満	5,000円
30万円以上100万円未満	10,000円
100万円以上	30,000円

別表2（第2関係）

大会等	団 体	個 人
北信越大会	10,000円	5,000円
全国大会	20,000円 (ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。)	10,000円 (国民体育大会は3,000円)
国際大会	参加者数、競技人口、規模等を考慮して、社会通念上妥当と認められる額	
海外派遣	社会通念上妥当と認められる額	

備考

- (1) 北信越大会、全国大会は県予選等を勝ちあがり出場する大会とする。
- (2) 出場報告で表敬した大会での上位大会への上場報告は、上記表に定める当該上位大会に支出する金額から、すでに支出した金額を差し引いた額を支出するものとする。
- (3) 市外に拠点を置く団体に所属する市内在住の者に対する激励金は、個人の国民体育大会の支出金額に準じて支出するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (4) 前号の場合において、当該個人それぞれの激励金の総額が、当該大会の団体の欄の金額を超える場合には、団体の額を上限とする。